

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	仁治度厳島神社の廻廊間数及びその配置に関する考察 〈論説〉
Author(s)	山口, 佳巳
Citation	芸備地方史研究 , 258-259 : 44 - 60
Issue Date	2008-02-28
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048994
Right	
Relation	



仁治度厳島神社の廻廊間数及びその配置に関する考察

山 口 佳 巳

一 緒 言

厳島神社は、海浜に建つが故に他に類を見ない社殿構成をしている。その最たるものとして廻廊が挙げられる。すなわち、海上にある本社社殿や客神社社殿などを陸上と繋ぐための廊下が廻廊であり、一般的な神社における聖俗境界のための廻廊とは一線を画する。このように厳島神社にとって重要な役割を果たしている廻廊ではあるが、その実態には不鮮明な部分がある。それは、仁治度^①において、廻廊が現在より七十三間も長い百八十間であった可能性が指摘されていることである。従来の研究では、古文書と『一遍上人絵伝』に描かれた厳島神社の姿をその根拠として挙げているが、主な先行研究である福山敏男博士の「厳島神社の社殿」^②及び山本栄吾博士の「厳島神社海上社殿論」^③において、これらの史料を

十分に検討することなく、それらを鵜呑みにして考察しているように見受けられる^④。

このような現状を脱却するには、まず、史料の再検討が不可欠である。ここでは、仁治度の廻廊を記す古文書を詳細に検討し、改めてそれらに評価を下した上で仁治度における廻廊の間数と配置を検証したい。

なお、本稿の一部は、芸備地方史研究会大会（二〇〇六年度）において発表済みである。

二 現在の廻廊

廻廊は、本社社殿の両側面に接続しており、東側に折れ曲がり四十五間、西側に折れ曲がり六十二間の合計桁行百七間（柱間八尺）、梁間一間（柱間一丈三尺）である（図一）。入口である東端部は切妻造とするのに対して、出口である西端

部及び反橋接続部は唐破風造とし、格式を高めている。形式は、柱間に建具を設けない透廊である。

現在の廻廊は、棟札により永祿から慶長年間（一五五八—一六一五）の再建であることが知られる。現廻廊再建後に成立した元和九年（一六二二）の「宮島社堂塔付立下書」、慶安三年（一六五〇）の「厳島社間数目録」（以下、「間数目録」とする）、元祿十年（一六九七）の「厳島道芝記」、文政八年（一八二五）の「芸藩通志」、天保十三年（一八四二）の「芸州厳島図会」に記された廻廊は、すべて百八間とされている。現在の廻廊は百七間であり、これらの文書と一間の差異がある。百八は人間の煩惱の数であるため、実際には百七間であるものを百八間と誤認したらしい。また、現在でも地元では廻廊を百八間で煩惱の数と説明している。幕末以降に廻廊を一間減じた記録や痕跡はなく、したがって、現在の百七間は、永祿から慶長年間再建の規模を守るものと言える。

三 廻廊の沿革

厳島神社の沿革については先学に譲るとして、本稿では廻廊の概略を記すことにしたい。

平清盛造営時の社殿規模を記す仁安三年（一一六八）の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」（以下、「佐伯景弘解」とする）に「百十三間同（檜皮葺）廻廊」とあることから、仁安造営時においてすでに廻廊の存在が認められる。そして、安元二

年（一一七六）の千僧供養の際には、廻廊を通って行道が行われた。「伊都岐島社千僧供養日記」（以下、「千僧供養日記」とする）によると、現西廻廊を「南廊」、現東廻廊を「北廊」と称し、千僧供養のために「仮廊廿間」を新たに造り加えたことが知られる。

その後、建永二年（一二〇七）七月三日に、内宮が火災に遭ったが、同年八月二十一日に安芸国を寄進し、建保三年（一二一五）十二月十九日には内宮の遷宮が行われた。しかし、貞応二年（一二二三）に再び社殿が焼失した。翌三年（一二二四）九月三日に安芸国が寄進されたが、この再建工事は滞り、十二年間を空送したという。この再建工事に関する厳島文書の写しが数多く保存されており、その進捗状況を知ることができる。そのうち、仁治二年（一二四二）の「伊都岐島社神官等申状案」（以下、「神官等申状」とする）によると、「大宮御方」（本社）に「廻廊九十三間」、「客人御方」（客神社）に「廻廊二十三間」の都合百十六間の廻廊が完成したことが分かる。

また、天文六年（一五三七）に西廻廊が「大黒」、すなわち現在の摂社大国神社付近まで焼失したが、同十七年（一五四八）に伊予大願寺の覚尊により再建されたという。そして、弘治元年（一五五五）の毛利元就と陶晴賢の合戦により社内が汚れたとし、翌二年（一五五六）に元就により廻廊のすべての板が敷き替えられている。そして、前述したように、永祿から慶長年間に再建されていることが棟札によつ

て確認される。これが、現在の廻廊である。それ以後、幾度も屋根の葺き替えなどの修理が行われているが、規模の変化はないので、その配置及び構造形式に変化はないとしてよい。次に、廻廊に関する年表を掲げておく。

年	西暦	事柄	出典
仁安三年頃	一一六八	創建	佐伯景弘解
安元二年	一一七六	千僧供養	千僧供養日記
建永二年	一一〇七	焼失	神官等申状
建保三年	一一二五	内宮遷宮(再建)	神官等申状
貞心二年	一一二三	焼失	神官等申状
仁治二年	一一四一	内宮遷宮(再建)	神官等申状
天文六年	一一三七	西廻廊が大国神社付 近まで焼失	房顕覚書
天文十七年	一一四八	西廻廊再建	房顕覚書
弘治二年	一一五六	廻廊の板敷き替え	棟札写
永祿(慶長年間)	一五五八(一六一五)	再建	棟札

四 仁治度における廻廊の間数

前述したように、従来の研究では、仁治度の廻廊は百八十八間であり、『一遍上人絵伝』に描かれたような平舞台を囲む廻廊が存在した可能性があるとされてきた。しかし、史料の検討が足らず、信頼できない。ここでは、古文書等を詳しく検討し、現在の廻廊の前身である仁治度の廻廊の間数を考証

したい。

仁治度の社殿再建に関する古文書は比較的多く残っている。そのうち、廻廊の規模が記された主な古文書を煩雑ではあるが掲げておく。

○嘉禎四年(一一三三)「伊都岐島社廻廊員数注進状案」(以下、「嘉禎廻廊注進状」とする、〔 〕内は割註)

注進 廻廊員数事

合百八十間

先御遷宮以前可被立分

自大宮御方北脇至于客人御方粥座五十四間

当時被造立分

政所四間

長田預所分一、

寺原殿二、

右衛門尉五間〔加吉木一間定〕公沙汰七、

石道分二、

佐々井權守二、〔逃夫過料分〕御目代五間〔当時木作之〕

已上造立分四十一間

残十三間

自大宮御方南脇至于御供屋三十間

未被立分

次郎入道殿六間

桑原二、

羽丹次郎二、
右衛門入道二、
〔香屋預所分〕

石道未進一、 保井田 川内 寺田一、

佐々井 小山一、〔名主分〕 井原二、〔名主分〕

石浦 上竹仁一、〔名主分〕 吉次 光清齋敷一、〔同分〕

古川 中州別府 佐東利松一、〔同分〕

行永 宮守一、〔同分〕 (香屋平六三、を抹消)

福永 福久 大墓一、〔同分〕 平五入道二、

長田一、〔同分〕

已上二十五間〔御社領内御支配分〕

香屋平六三、 福光三郎二、

木次入道二、 佐々井權守一、〔三間内〕

池田平八三、 (平五入道三、を抹消)

已上十一〔十四を修正〕間〔鎌倉逃夫過料請文分〕

尾食すわ房三、 平大権介二、

大崎尼一、 梶取助宗一、

中次大夫一、

已上八間〔国方請文分〕

(無足一間を抹消)

件等分、或称京上、或依不堪、于今無沙汰事也、就中逃夫代

一人別三間廻廊事、殊所歎申也、重可被仰下候矣、

残廻廊九十六間

件分当時無足(内を抹消)也、雖被永社領之所々右国方々所々者于今無其沙汰事也、仍為御存知注進之、

右、太略注進如件、

嘉禎四年卯月十七日

この文書には、廻廊の再建工事の進捗状況が記されている。ここでまず問題になるのは、冒頭にある「合百八十間」であり、管見によれば、これが廻廊を百八十間とした初例である。遷宮以前に建てられるべき分として、五十四間及び三十間の二箇所廻廊が挙げられている。まず、大宮御方(本社)北脇より客人御方(客神社)粥座に至る五十四間とあり、現東廻廊(北廊)に相当する。そのうち、すでに四十一間が建てられ、残るは十三間であることが知れる。完成した四十一間の内訳が記されており、それらを合計した間数も合致する。続いて、大宮御方南脇より御供屋に至る三十間とある。現西廻廊(南廊)に相当する。そのうち、「御社領内御支配分」として二十五間、「鎌倉逃夫過料請文分」として十一間、「国方請文分」として八間の造立の割り当てが下されているが、それらはすべて未造であることが分かる。三十間の内訳が記されているはずであるけれども、それらの合計間数は四十四間となり、一致しない。これは、内訳の合計から考えて、四十四間を三十間と書き間違えたとするのが至当であろう。その次に、これらを差し引くと残るは九十六間で、無足であつて沙汰も下されていないとある。百八十間から大宮御方北脇よりの五十四間と誤記ではあるが大宮御方南脇よりの三十間を差し引いて九十六間としたものである。したがって、廻廊を百八十間と記しているが、遷宮以前に

造立が計画されているのはそのうち五十四間に四十四間を加えた九十八間に過ぎないこと、しかも、当時完成していたのは四十一間であることがこの文書から分かる。すなわち、百八十間の廻廊が存在していたわけではない。

○曆仁二年(一一三三)「伊都岐島社造廻廊注進状案」(以下、「曆仁廻廊注進状」とする、「」内は割註、「」内は朱筆、

■は抹消)

伊都岐嶋社

注進 造廻廊事

合佰捌拾

先被立分自大宮北脇至于客人之御前九十一間内

四間 政所〔上其功終申覆勘了〕

一間 長田預所〔同〕

一間 大竹小方〔不葺比皮也〕

九間 左衛門尉沙汰〔二間葺比皮了、三但馬公沙汰、

残七間比皮裏板無其沙汰也〕

二間 寺原〔板敷比皮無沙汰也〕

六間 御目代〔未葺比皮也〕

一間 大崎尼等〔比皮板敷無沙汰也〕

一間 国府梶取助宗〔同〕

二間 羽丹次郎〔同〕

九(二を修正) 間 公沙汰〔已終其功了〔葺比皮了を抹消〕

三間 十郎房〔比皮板敷無沙汰也〕

二間 馬太郎〔同〕

四間 右衛門尉〔二間ハ葺比皮、残二間ハ比皮板敷等

無沙汰也〕

一間 吉木分内〔此日時比皮葺之〕〔比皮板敷無沙汰

也を修正〕

二間 石道〔葺比皮了〕

一間 三宅兵衛尉〔比皮板敷無其沙汰〕

二間 佐々井權守〔同〕

自大宮南脇至于御供屋十八間内

先被立分四間〔比皮板敷無其沙汰〕

二間 公沙汰

一間 古川 利松 中洲別府

一間 覺蓮房助成被立之

残十四間〔雖有雜掌之足未被立之〕

千与末四間 福光二間

右衛門入道一間〔香屋分〕

小山中次大夫一、 胡籙過料

二間 在序平太權介

二間 同中次郎大夫

二間 同清新大夫

二間 長田平五入道

二間 桑原

〔定四十七間〕

自御供屋至于西浜百十一間

■雜掌足十間

- 一問 保位田 川内 寺田
- 一問 吉次 光清 倉敷
- 一、 行永 宮守
- 一、 福永 福久 大墓
- 二、 福光 逃夫代
- 二、 池田平八 同
- 二、 香屋 同

(已上有足分十間を抹消)

残百一間者無足也

右、為御不審大略注進如件、

嘉禎五年正月 日

嘉禎五年は前年の改元により暦仁二年に相当する。この文書の末尾に御不審のため注進したと記されていることから、前掲の「嘉禎廻廊注進状」に不備があったと考えられる。そのため、「嘉禎廻廊注進状」と形式が似ており、それを範として記されたと考えてよいであろう。すなわち、この文書においても廻廊の再建工事の進捗状況が記されている。「嘉禎廻廊注進状」を踏襲したため、廻廊を同様に「合佰捌拾(百八十)」「間が脱字」としている。

まず、先に建てられる分として、大宮北脇より客人御前に至る九十一間とあり、それに続けて内訳が列記してある。その内訳の合計間数は、五十一間となり一致しない。この文書においては「自大宮北脇至于客人之御前九十一間」、「嘉禎廻廊注進状」においては「自大宮御方北脇至于客人御方粥座

五十四間」とあり、ともに本社より客神社側、すなわち現在の東廻廊を意味している。前述したように、「嘉禎廻廊注進状」ではこの東廻廊五十四間は、内訳の合計間数とも一致し、誤記はないとしてよい。したがって、この文書において、東廻廊の総計と内訳が一致しないのは、東廻廊の総計五十一間を九十一間と誤記(原本からの写しを作成した時の誤写らしい)したためである可能性が高い。ところで、東廻廊の内訳によると、当時その五十一間は完成もしくは檜皮葺や板敷を残してほぼ完成している状態にあることが分かる。

次に、大宮南脇より御供屋に至る十八間とある。これに続く内訳には、先に建てられる分四間、残りは十四間とあり、合計間数は一致する。それらにはさらなる内訳が記されているが、残り十四間の内訳の合計が十八間となり四間の差異が生じている。これは、先ず建てられる分の四間を混乱して含めてしまった単純な誤記であろう。なお、内訳によると、この四間は屋根の檜皮葺と床の板敷を残してほぼ完成し、十四間(内訳では十八間)は造営料の負担者は決まっているが、まだ建てられていないことが分かる。なお、「嘉禎廻廊注進状」では、先に示したように四十四間の沙汰であって一致しないが、この点については後述する。

続いて、御供屋より西浜に至る百十一間を四十七間と定めるとある。この文書を記す以前は西浜まで百十一間としていたようで、百十一間の内訳として、十間は沙汰が下されており、残る百一間はまだ沙汰が下されていないとある。しかし、

百十一間としていたところを、四十七間と定め直したと考えられる。

これらを総合すると、この文書では、東廻廊を五十一間、西廻廊のうち、御供屋までは十八間、御供屋より西浜までは四十七間とし、廻廊は都合百十六間とされていることになる。そして、この段階では五十五間がほぼ完成し、二十四間は沙汰が下され、三十七間はまだ沙汰が下されていないことになる。つまり、廻廊を百八十間とすることの誤りが認められ、規模の記載が変更されていると言える。

○暦仁二年「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」(以下、「暦仁材木注進状」とする、「」内は朱字、「〔 〕」内は割註)

伊都伎嶋社

注進 未造分屋材木并檜皮同人夫積員数事

合

一 廻廊百八十間内

五十五間〔已被立分〕二十六間〔在雜掌之〕

残九十九間

一間別

〔入夫四十人〕 柱二本〔長一丈六尺、口一尺〕

〔十五人〕 梁一支〔長一丈七尺、方七寸〕

(中略)

已上

大小材木九十五支 樽二百五十寸

檜皮十二井

〔准人夫二百六十人〕

并九十九間分

大小材木九千四百五物 借葺料樽二万四千七百五十寸

檜皮千八百八十八井〔五尺井繩定〕

〔并積准人夫二万五千七百四十人〕

(中略)

右、太略注進如件、

〔暦仁二〕(嘉禎五を修正) 年正月 日

この文書は、仁治度再建に当たって、未造である建物の材木を注文したものである。ここでは廻廊一間分に必要な材木が列記されている。冒頭に、廻廊百八十間のうち、五十五間はすでに完成し、二十六間は沙汰が下されており、残るは九十九間とされている。この再建工事の進捗状況は、前掲の「暦仁廻廊注進状」とほぼ同じである。ここで、百八十間としているのは、「暦仁廻廊注進状」で廻廊間数を変更する前の可能性がある。ここにおいても、百八十間の廻廊が完成してはいることは明らかである。

○仁治二年「神官等申状」

内宮分

大宮御方(中略)

廻廊九十三間(中略)

客人御方(中略)

廻廊二十三間

(中略)

仁治二年四月（十六を抹消）日

この文書は、未造社殿を残しながらも内宮遷宮を行った旨を記すものである。造営濟社殿と未造社殿に分けて、社殿名と間面記法による規模を列記している。ここで、廻廊は造営濟社殿として記されていることにより、仁治二年において、初めてすべての廻廊が完成していることが分かる。しかも、「大宮御方」と「客人御方」の廻廊に分けて記されており、前掲文書のように東廻廊と西廻廊には分けていないので、前掲文書の踏襲である可能性は低く、実際に完成した廻廊の柱間を数えて記されたと考えられる。

まず、「大宮御方」の九十三間と「客人御方」の二十三間を合計すると、百十六間となる。この文書により、仁治度再建における仁治二年の内宮遷宮時に完成していた廻廊が百十六間であったとしてよい。そして、廻廊を百十六間とするのは、「曆仁廻廊注進状」の改訂後の廻廊間数総計と同じである。つまり、「曆仁廻廊注進状」において廻廊が誤認と思われる百八十間から実情に則した百十六間に書き改められ、それが、実行されたことがこの文書により証明される。

五 仁治遷宮後の廻廊間数の記録

仁治二年の内宮遷宮後にも、廻廊の間数を示した文書があるもので、それらについて考察を加えておくことにする。

○寛元元年（一二四三）「安芸国司庁宣案」〔以下、「国司庁宣」

とする、〔 〕内は割註）

庁宣 留守所

可令早以一宮半不輪地井原村、限永代為一円当社領、造営未造舎屋等事

右、得彼社神官等今月 日解状称、謹檢案内、以当国八ヶ年可造営当社内外宮之由、去嘉禎元年三月廿日被 宣下之間、任状励土木之功、至于仁治二年七ヶ年之間、不待年限致早速沙汰、先御殿二字、并拜殿二字、露台二字、透廊二字、祓殿二字、樂屋一字、戎宝殿一字、同拜殿一字、御供屋二字、同平橋廿八間、平舞台百二十間、四足一字、唐門一字、築垣廿五本、屏四十六間、廻廊百八十間、朝座屋一字、同侍屋一丁、夏堂一字、反橋廿六間、平橋八間、粥座屋一字、瀧宮宝殿二字、山王社一字、大伴社一字、竈殿一字、御倉一字、平門一字、大鳥居一基、御厩一字（以上内宮分）、御殿二字、露台二字、拜殿一字、戎宝殿一字、同拜殿一字、御供屋一字、樂屋一字、宿院殿御殿一字、同拜殿一字、庁屋一字〔已上外宮分〕、終其功、且經奏聞、任 宣下状、於外宮者嘉禎二年十月十三日、至于内宮者仁治二年七月十七日、各奉遂遷宮畢、仍公平不待秩滿、即上表國務畢、此外未造舎屋等、若宮宝殿一字、山王拜殿一字、唐垣卅六間、釘貫卅二間、鳥居一基、常行堂一字、山臥床一字、鐘樓一字、二階樓門一字、有浦大鳥居一基、瀧宮大將軍宝殿一字、同拜殿一字〔已上内宮分〕、御読経所一字、神宮寺一字、大鳥居一基〔已上外宮分〕等者、仰付当任可有造畢也者、申非其謂、然而云末寺修理、云彼社舎屋造営、多分依難合期、以件井原村、永為一円社領沙汰、可令造営彼未造屋等之状、所宣如件、

在庁官人等宜承知、依件用之、以宣、

寛元元年十一月 日

大介藤原朝臣〔御判〕

この文書は、仁治二年の内宮遷宮後にも未造社殿が残っていたので、厳島神社の半不輸地であった井原村を一円社領としてそれを造営する旨を記したものである。前掲の「神官等申状」と同様に、造営済社殿と未造社殿に分けて列記している。

厳島神社の仁治度再建は、当初、安芸国を以て八年間で造営すべきであったが、その年限を待たずして七年間で「御殿」(本殿)以下の社殿を造営し、仁治二年に内宮遷宮を行ったことが知れる。すなわち、仁治二年を以て社殿の再建工事は一応の終了を見たのであつて、安芸国を以て造営料とするのを一箇年短縮したのである。そこで、その安芸国一箇年分により造営するはずであった社殿が数棟残っているので、今後、井原村を永代、厳島神社の社領とすることで、残った未造社殿を造営していくことを命じている。

つまり、造営済社殿として記された「御殿」以下は、文脈上、仁治二年の内宮遷宮までに完成していたことになる。すると、前掲の「神官等申状」に列記された造営済社殿と一致するはずである。しかし、「神官等申状」において、内宮遷宮時には都合百十六間の廻廊が完成していただけでも拘わらず、この文書では百八十間の廻廊が造営済みとして挙げられており、矛盾する。前述したように、「神官等申状」の廻廊

の間数は、大宮御方と客人御方に分けて記されており、その合計間数については、「曆仁廻廊注進状」によって裏付けも取れるので、信憑性が高いとしてよい。したがって、この文書において廻廊を百八十間とするのは、実情に則していない可能性が高いと言える。

ここで、造営済みの廻廊を百八十間と記した経緯を考えてみたい。「嘉禎廻廊注進状」をはじめとして廻廊を百八十間とするものが仁治度の造営に関連する古文書の多くを占める。しかし、仁安度が百十三間であることから、本来は仁治度再建では実際に完成した百十六間があればよい。再建計画段階ではそれを百十八間と算定したが、何らかの不注意で百八十間と誤認してしまつて当初の注進を行ったとしても大過はあるまい。

ところで、仁治度再建に必要な材木を注文した文書は、前掲の「曆仁材木注進状」以外に、異本を含めて数通残されている。そのうち、「伊都岐島社政所注進状」には、「三棟拜殿」(本社拜殿)、「客人御方」(客神社)の「拜殿」・「楼台」(幣殿)・「舞殿」(祓殿)、「大宮御方祓殿屋」(本社祓殿)の順に記されている。そして、本社祓殿と客神社拜殿には廻縁や扉など、客神社幣殿には堅薙、客神社祓殿には天井と廻縁など、本社祓殿には天井・床・廻縁・小屋及び檜皮などが注文されていることから、これらの社殿において、柱や梁をはじめとする主要な軸部や造作は完成していたことが分かる。一方、前掲の「曆仁材木注進状」に記されている廻廊・楽屋・平舞台・粥座屋・朝座屋・

朝座待屋・御供屋などの海上社殿を構成する付属社殿は、廻廊五十五間を除いて再建に必要な材木がすべて注文されているので、その時点において未造としてよい。したがって、「厩仁材木注進状」などの材木注文書において、材木を注文されていない、本社本殿及び客神社本殿から再建工事は始められ、それに続く両社の幣殿が造られ、両社の拝殿、両社の祓殿の順に造り進められたと考えられる。そして、それらの主要社殿の再建工事がほぼ終了したところで、廻廊をはじめとする付属社殿の工事に取がかかったとしてよい。つまり、仁治二年の七年前、嘉禎元年（一二三五）に仁治度再建工事が始められたが、廻廊に取りかかったのはそれからしばらく経つてのことであると考えられる。

したがって、廻廊を百八十間と誤認したことに、しばらく気が付かなかつたのではなからうか。そして、廻廊の再建が始められた時点において、ようやくその誤認に気付き、実情に合った百十六間の廻廊が再建され、百十六間の廻廊として「神官等申状」に記されたと考えられる。この文書においては、当初の廻廊を百八十間とする注進を今さら誤りとするわけにはいかず、書類上は百八十間の規模が生きたままとつたのであるう。

要するに、この文書にある「廻廊百八十間」は、実際の廻廊間数を記していないとするのが妥当である。

○正安二年（一三〇〇）「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案」(一)内は割註

廻廊百八十間 千六百八十六石九斗四升
(中略)

都合能米壹萬捌仟伍佰貳拾柒斛柒斗(柒升伍合)、但貞応未作分、若宮宝殿一宇、山王拝殿一宇、唐恒三十六間(造進)、釘貫二十二間、鳥居一基(造進)、常行堂一宇、山臥床一宇、鐘樓一宇(造進畢、但燒失了)、二階樓門一宇、有浦大鳥居一基(造進)、瀧宮之大將軍宝殿一宇、同拝殿一宇、御読経所一宇、神宮寺御堂一宇、大鳥居一基於件堂舎十五ヶ所者、以当国井原村可造進之由、貞応被仰下畢、此内四ヶ所已造進畢、今十一箇所以彼村追年之乃真可致其沙汰之由、社家申之、十一ヶ所造営料米惣用壹萬捌仟伍佰貳拾柒斛柒斗柒升伍合内、除千六百五十八石三升定、功程壹萬陸仟捌佰陸拾玖斛柒斗肆升五合也、抑功程事近年以准消令注進之處、社家申云、当社損色功程事先例以能米被勸注之由令申之間、仍如斯、右依去二月八日 宣旨、社家并大工等相共加実檢、勸注言上如件、正安二年四月十五日 檜皮工散位佐伯国重

(以下略)

この文書は、造営濟社殿とその造営料を列記し、「貞応未作分」つまり、仁治度再建における未造社殿十五棟のうち、唐垣三十六間・鳥居一基・有浦大鳥居一基を造進しているに留まり、未造社殿を十一棟残したままである旨を記したものである。井原村のみの年貢ではそれぐらいの造営料しか賄えない。

この文書においても、前掲の「国司庁宣」と同様に廻廊を百八十間としている。これは、前者と同様に廻廊の実情を記

したものではないとしてよいであろう。もちろん仁治二年當時の百十六間から百八十間に増築（造進）されたとは記されていないし、またそうした造営料もないことは明白である。すなわち、正安二年當時に廻廊が百八十間存在したことの証左にはならない。

以上の結果、仁治度再建において廻廊が百八十間であった時期は一度もなく、百十六間であったとするのが、妥当であると言えらる。

六、仁治度における廻廊の配置

次に、廻廊の配置について考察を行いたい。以下に、廻廊の配置に関して記された蔵島文書の部分を掲げておく。

○「嘉禎廻廊注進状」

自大宮御方北脇至于客人御方粥座五十四間

（中略）

自大宮御方南脇至于御供屋三十間

（以下略）

○「曆仁廻廊注進状」〔一〕内は割註）

先被立分自大宮北脇至于客人之御前九十一間内

（中略）

自大宮南脇至于御供屋十八間内

（中略）

〔定四十七間〕

自御供屋至于西浜百十一間

（以下略）

まず、この二通の文書に「御供屋」と記されている社殿が注目される。現在、御供屋と呼ばれる社殿は存在しない。仁治度の文書のうち御供屋の規模を記すすべての文書、すなわち「造廻廊注進状」・「曆仁材木注進状」・「神官等申状」に、その規模は「三間二面」とある。

ここで、前掲の二通の文書について再説しておきたい。「曆仁廻廊注進状」は、「嘉禎廻廊注進状」を範として作成されたと考えられる。後者は末尾に「為御不審大略注如件」とあることから、前者の不明瞭な箇所を訂正したものと言えらる。それゆえに、前者に「自大宮御方南脇至于御供屋三十間」とあるものが、後者では「自大宮南脇至于御供屋十八間（中略）自御供屋至于西浜百十一間」と変更されているのは、改訂された結果であるとするのが穏当であろう。したがって、御供屋の位置に関しては後者が第一の資料であると考えられる。「自大宮北脇至于客人之御前九十一間」が本社より客神社側の廻廊、すなわち現在の東廻廊としてよいので、「自大宮南脇至于御供屋十八間（中略）自御供屋至于西浜百十一間」は、現在の西廻廊に相当する。

そこで、仁治度における西廻廊の配置が現状と同じであったと仮定してみよう。この場合、「自大宮南脇至于御供屋十八間」は、すなわち本社祓殿西側の廻廊接続部から御供屋までの廻廊の延長が十八間であるとしていることになる。そ

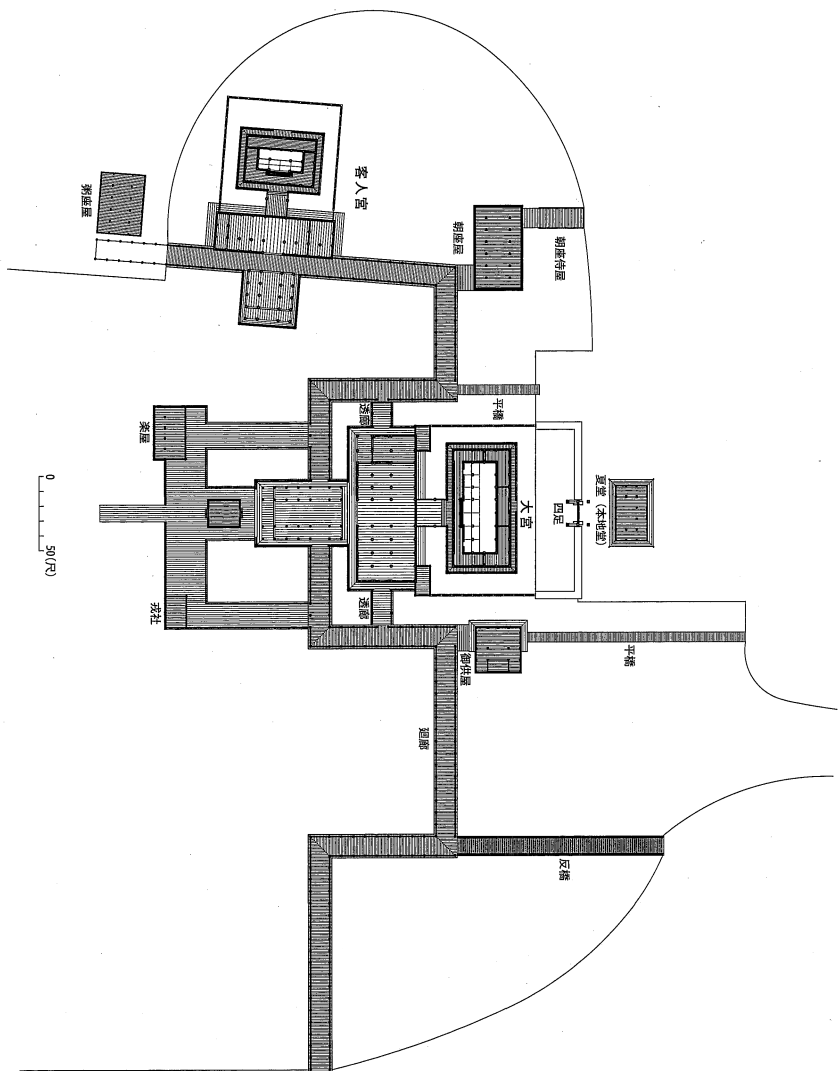


图2 藤島神社社殿復元配置図 (仁治度) <社殿名称は古文書による>

うすると、御供屋は現在の摂社大國神社本殿の位置に一致する。

現在の大國神社本殿は、永祿五年（一五六二）の建立とされている。桁行三間・梁間二間の身舎に一間通りの庇を兩側に付けた桁行三間・梁間四間である。通常の建築では桁行を梁間よりも長くするが、ここではその逆とする。この平面は、間面記法による表記では三間二面となり、仁治度の御供屋と合致する。しかも、「曆仁材木注進状」の材木により御供屋を復元した結果、細部意匠の年代的差違は認められるものの、桁行を梁間よりも短くする通常とは異なる形式とすることをはじめとして社殿全体の規模や基本的な構造形式が大國神社本殿と共通する。したがって、仁治度の御供屋は現在の大國神社本殿の前身としてよい。

以上のように、現在の廻廊配置に仁治度の西廻廊配置を当て嵌めることができたので、仁治度においても現状と同様に本社祓殿の両側に廻廊が付属し、折れ曲がる廻廊であったとして大過はない。

次に、前掲の「嘉禎廻廊注進状」にある「粥座」という社殿に注目したい。粥座は仁治度の他の文書によると粥座屋と呼ばれており、「神官等申状」と「曆仁材木注進状」に「五間二面」とある。「曆仁材木注進状」に記された材木により、五間二面は、桁行五間・梁間一間の身舎に一間通りの庇を兩面に付けた桁行五間・梁間三間であったことが確定される。

さて、「嘉禎廻廊注進状」の「自大宮御方北脇至于客人御

方粥座五十四間」と「曆仁廻廊注進状」の「自大宮北脇至于客人之御前九十一間」はともに東廻廊を意味している。前述したように、後者の「九十一間」は「五十一間」の誤記としてよい。したがって、前者は「五十四間」、後者は「五十一間」と三間の差異が認められる。しかしこれは、前者が実際には廻廊ではない客神社拜殿・祓殿接続部の三間を算入した可能性があるので、双方とも同じ規模を記していると考えてもよいであろう。現在の東廻廊は四十五間である。すなわち、仁治度の方が六間長い、もしくは三間の差を含めると九間長いことになる。前者に、「客人御方粥座」とあることから、粥座屋は東廻廊の端部に位置することが想定される。

粥座屋は社殿名及び規模を列記した「間数目録」に「粥座屋一字、五間一面、退転」と記され、慶安三年にはすでに廃絶していることが分かる。また、「間数目録」には「廻廊、百八間」とされ、すでに現在の規模となっている。

したがって、仁治度では、廻廊端部に粥座屋が存し、廻廊は粥座屋まで延びていたが、慶安三年までのいずれかの時代に粥座屋が廃絶した際に、廻廊も六間、あるいは九間縮められたと考えて差し支えないであろう。

以上をまとめると、仁治度において、廻廊は総延長百十六間であり、西廻廊は現在と同規模で、東廻廊は現在よりも六間もしくは九間長く、その端部には粥座屋が存していたと考えられる（図2）。

七 結 語

古文書を再検討した結果、仁治度において百八十間の廻廊が存在した時期は一度もなく、実際には百十六間であったと考えられた。そして、仁治度以降、慶安三年までに廻廊東端部に位置していた粥座屋が廃絶したことに伴い、粥座屋へ続く部分が縮められ、現在の百七間となったとして至当であるう。

仁治度における厳島神社の社殿配置を考える上で廻廊はその根幹となる。仁安創建以来、間数及び配置に大幅な改変を受けた可能性を指摘されてきた廻廊が、少なくとも仁治度以降、東端部が六間もしくは九間縮められたことを除いて、その姿を大きく変えることなく現在に至っていることが明らかとなった。これは、厳島神社の社殿配置を考究する上で重要な基盤となるであろう。

〔註〕

- (1) 本稿では、貞応二年(一一三三)の火災後の再建工事が行われ始めた嘉禎年間(一一三五—一一三八)から仁治二年(一二四二)の内宮遷宮を経て、陸上の社殿までほぼ完成した正安年間(一二九九—一三〇二)頃までを仁治度とした。
- (2) 『一遍上人絵伝』に描かれている社寺建築は、粉本を範としていて実景を描写したものでないことが立証されている(村重寧

「一遍上人絵伝」の画風—(写実性)と(宋画風)の問題—、「一遍上人絵伝」日本絵巻大成別巻、中央公論社、昭和五十三年、所収)。しかし、従来の説では、「一遍上人絵伝」に描かれた厳島神社の姿は、実物をよく表しているとし、史料批判を怠って評価している。

「一遍上人絵伝」が成立したのは、正安元年(一二九九)である。この頃の厳島神社の社殿名及びその規模を列記したものに、「伊都岐島社未造殿舎造管料言上状案」(大願寺文書一、「広島県史」古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)がある。そこには、厳島神社の中心社殿である「大宮」(本社)には、「宝殿」(本殿)・「楼台」(幣殿)・「三棟拜殿」(拜殿)・「祓殿」があることが明記してある。そして、現存する本社拜殿と祓殿は、構造形式や細部意匠から仁治二年に再建されたものとされている。「一遍上人絵伝」に描かれた本社には、本殿と拜殿は描かれているが、祓殿は確認できない。当時、存在していたはずの本社祓殿が描かれていないことから、実際に見て描いた可能性は低く、これを復元史料として扱うことはできない。また、実景の描写とすれば、主要社殿を脱漏させるほどの省略あるいは改変が行われていることになり、個々の社殿形式を判断することは不可能である。このことから、本論では「一遍上人絵伝」は復元史料としては不適切とし、採用しないことにしたい。

- (3) 福山敏男『日本建築史研究』、墨水書房、昭和四十三年、所収。
- (4) 『精華学園研究紀要』第三輯、精華女子中学校・精華女子高等学校、昭和四十年、所収。
- (5) そのほかに、稲垣栄三の「厳島神社本社本殿・撰社客人神社本殿その他社殿」(『日本建築史基礎資料集成』二社殿Ⅱ、中央

公論美術出版、昭和四十七年、所収)があるが、仁治度における廻廊に關しては福山説及び山本説を繼承するものである。

(6) 『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収。

(7) 野坂家文書・町史二一(『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)

(8) 大願寺文書・町史四五(『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)

(9) 小島常也著、全七卷、木版刷。(『宮島町史』資料編・地誌紀行I、平成四年、所収)

(10) 頼杏坪、加藤景續ら編。全百五十九卷。(『芸藩通志』卷一、昭和五十六年、所収)

(11) 岡田清編。全十卷、木版刷。(『日本風俗名所図会』十三、角川書店、昭和五十五年、所収)

(12) 『芸州嚴島図会』は「およそ百八間」としている。

(13) 史料通信叢誌第壹編嚴島誌所収文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

(14) 浅野忠允氏旧藏嚴島文書二(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

(15) 『伊都岐島千僧供養日記』(註14参照) 以舞殿を中心、南北廊各五百人也、所謂南廊六十六間并新作加飯廊 廿間、相合八十六間之間別六人也、对座、此内少々在広間、又北廊五十九間并客人宮拜殿舞殿粥座、又院御所之殿上廊、又朝座居等着、(以下略)

(16) 『伊都岐嶋社神官等申状案』嚴島野坂文書一八六二(『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)

而当社御垂跡以降、去建永二年(丁卯)七月三日(丁丑)、寅時

始有御炎上、即任縁起文経 奏聞、同八月廿一日、被寄進当国、

首尾当于九箇年、建保三年(乙亥)十二月十九日(癸卯)、寅時

遂御遷宮、唯限于内宮一方、外宮并御鉢玉殿不新造矣、今度御

炎上貞心二年(癸未)十二月二日(也)を抹消(庚午申時)、任先例、

同達天聰、同三年九月十三日、雖被寄進当国、依被付造国司、代々

任々更無土木之企、空送十二年之屋霜、因之社訴挾衝、奏聞無

隙之間、嘉禎元年三(四)を修正) 月廿日、始被付国務於社家之後、

繼夜於日、分時於点、其勤如切焼、宛似拂頭燃、然間同十二月

九日(丁酉)、始木作、同二年四月四日(庚寅)、遂上棟、外宮

造営並葺之間、同元年十二月十四日(壬寅)、始木作、同廿四日

(壬子)、遂上棟、同二年十月十三日(丁酉)、且遂御遷宮了、(以下略、なお、()内は割註、以下同)

(17) 註16参照

(18) 先行研究に、この「覚尊」を「覚慶」とする例が多くあるが、これらは、『続々群書類従』第四(国書刊行会)所収の「柵守房頭手記」に拠っている。しかし、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ(昭和五十三年)によると、この「柵守房頭手記」を原本と比較すると錯誤が少なくないという。その一が、「覚尊」を「覚慶」と

することである。『広島県史』古代中世資料編Ⅲ所収の「房頭覚書」は、「柵守房頭手記」の誤りを校訂したものであるので、本論では、これを使用することとする。

(19) 「房頭覚書」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

西ノ年大晦夜、西ノ廻廊ヨリ大黒ノアタマ(リ)テ火事焼ル、其節本願伊与大願寺覚尊戊申ノ歳ニ廻廊立調也、(以下略)

(20) 『嚴島社堂所々棟札写』大願寺文書・町史六九五(『宮島町史』

特論編・建築、平成九年、所収

右意趣者去弘治元年〔乙卯〕十月一日就合戦社内汚穢之條重而
以新淨之、板悉令改敷所如件、(以下略)

(21) 「棟札写綴」大願寺文書・町史七三四〔宮島町史〕特論編・建築、
平成九年、所収

(22) 新出厳島文書九七〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和
五十三年、所収

(23) 新出厳島文書九九〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和
五十三年、所収

(24) 新出厳島文書一二三〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和
五十三年、所収

(25) 新出厳島文書一〇七〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和
五十三年、所収

(26) 新出厳島文書一〇二〔広島県史〕古代中世資料編Ⅲ、昭和
五十三年、所収

(27) 大願寺文書一〔註2参照〕
鐘楼は造進していたが、焼失してしまったことが「伊都岐島
社未造殿舎造営料言上状案」から知れる。

(28) 鐘楼は造進していたが、焼失してしまったことが「伊都岐島
社未造殿舎造営料言上状案」から知れる。

(29) 「雲州厳島図会」において、本社後方の陸上に「御供所」が描
かれている。仁治度における御供屋は廻廊に接続していると考
えられるので、この御供所は、仁治度の御供屋と同一とは考え
られない。

(30) 棟札写〔宮島町史〕特論編・建築、平成九年、所収による。

(31) 「房頭覚書」には天文六年(一五三七)に「西ノ廻廊ヨリ大黒
ノアタマテ火事焼ル」とあり、ここで「大黒」とあるのは、現

在の大国神社すなわち御供屋のことを意味しており、この頃ま

では、大黒と呼ばれるようになっていくことが知れる。